

## 第 26 回 静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会 議事録

【日 時】 令和 8 年 4 月 21 日（火） 17:00～18:35

【場 所】 静岡市役所新館 8 階 市長公室 （葵区追手町 5 番 1 号）

【出席者】 <静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会>

今泉委員、宗林委員、大東委員、長谷川委員、増澤委員

<オブザーバー>

静岡県 平木副知事、くらし環境部：村田参事、西室参事

<事業者>（東海旅客鉄道株式会社 中央新幹線推進本部 中央新幹線建設部  
中央新幹線静岡工事事務所）

永長所長、小金副所長、村中担当課長、古川副長、鬼頭係長、稲見主任

<静岡市>（事務局：環境共生課）

難波市長、大村環境局長、浪越環境局次長、織部環境政策監

（環境共生課）興津課長、南條担当課長、中村課長補佐、高松係長、

海老原主査、若林主任主事、小林主事

（総合政策課）大村課長、古屋係長、森下主任主事

（森林経営管理課）小山担当課長、岩崎主幹兼係長

（土地政策課）大石課長、松井主幹兼係長

【議 題】 議事（1）生物多様性に関する環境保全措置について（今後の協議の進め方の確認）（資料 1）

議事（2）J R 東海のネイチャーポジティブ貢献措置について（県生物多様性部会専門部会における「代償措置（ネイチャーポジティブ貢献措置）の基本的な考え方と内容について」の確認）（J R 東海資料 1～3）

議事（3）リニア静岡工区における環境影響評価の静岡市の総合評価（案）について（資料 2）

議事（4）南アルプスネイチャーポジティブ実行委員会の設置（案）について（資料 3）

議事（5）「生物多様性」に関するモニタリング体制の構築（案）について（資料 4）

【内 容】

難波市長挨拶：委員の先生方にはお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。中身も大分煮詰まってきましたので、今日はまだ決めているわけではありませんが、大きな結論を得たいと思っています。どうぞよろしくをお願いします。

増澤会長挨拶：委員の皆さま、本日はご出席いただきありがとうございます。本日の議事は

5つあります。代償措置の大体のところは、私たちがこの協議会で議論して中身を構築してきました。委員の先生方の議論の中で分かりますように、代償措置が一番難しいものです。代償措置をいかにうまくやるかということは、相当大きな仕事になります。そして、それがネイチャーポジティブにまでいくと、今まで日本の中でもネイチャーポジティブまでをきっちり定量的にやった例というのを、私はほとんど知りません。ネイチャーポジティブに関しては、これから始まることです。JR東海はネイチャーポジティブに関して、どのような貢献をするかということから今説明してくれていますが、ネイチャーポジティブがうまく機能できれば、相当良い成果を挙げるということになるとと思います。今日の5つある議事のうち、3つはまとめて説明していただきますが、最終的には各項目について、協議会でそれを認めて、先にどんどん進んでくださいという方向にいくかどうか今日のポイントになります。よろしくをお願いします。

(議事(1) 生物多様性に関する環境保全措置について(今後の協議の進め方の確認) 資料1)

事務局(高松係長): 資料1をご覧ください。1ページは、これまでも示してきた協議会の今後の進め方です。1~7までありますが、これまでに環境調査を行いながら、調査と並行して、あらかじめ代償措置の考え方を整理し、環境調査結果に基づき、具体的代償措置の基本的考え方を決定しました。今回は5番以降の県生物多様性部会専門部会における代償措置の基本的考え方について確認し、全体の進め方と今後の追加調査、順応的管理計画について、合意できればと思います。

2ページです。これまで静岡市が議論してきた代償措置の考え方です。前回の協議会では、高山植物の減少に対する全体量の代償措置と、資料左下の、沢の上流域における希少植物の消失に対する代償措置、右上の、ヤマトイワナの減少に対する代償措置について、それぞれJR東海の取り組みが「代償措置として機能する」と判断しました。ただし右下の記載の通り、希少生物(植物・ヤマトイワナ以外)の減少については、県生物多様性部会専門部会において、静岡市が議論してきた高山植物の量的代償措置、希少植物・ヤマトイワナの質的代償措置以外の保全措置等についても議論される予定となっていたため、次回の市協議会において、県専門部会における希少生物の環境保全措置を確認した上で、代償措置全体の最終評価を行う、としていました。本日は、県専門部会で議論した希少生物の環境保全措置について、JR東海から説明していただきたいと思います。

増澤会長: 委員の皆さまには、議事3まで終わったところで、議事1~3についてまとめてご意見をいただきたいと思います。続きまして、議事2について、JR東海から説明をお願いします。

(議事(2) JR東海のネイチャーポジティブ貢献措置について(県生物多様性部会専門部

会における「代償措置（ネイチャーポジティブ貢献措置）の基本的な考え方と内容について」の確認）（JR東海資料1～3）

JR東海：JR東海資料1「トンネル掘削による南アルプスの環境への影響の回避・低減に向けた検討状況について」をご覧ください。

1枚おめくりいただきまして目次をご覧ください。（1）～（3）で、2025年秋季に実施した沢の上流域調査の結果を説明し、その上で、確認された重要種の代償措置及び工事中のモニタリングについてご説明します。

1ページです。これ以降、前回2月27日の第25回協議会にてご説明した内容からの追記・修正箇所を赤文字としております。（1）沢の代表的地点における上流域調査について、振り返りも含めて、調査の概要を説明します。代表的地点等における代償措置の検討を進めるため、トンネル掘削による影響を受けやすい、沢の上流域における生物の生息・生育状況調査を2025年秋季に実施しました。前回第25回の協議会にて、代表的地点である蛇抜沢、悪沢、スリバチ沢、ジャガ沢、流沢を含む、上流域モデルによる解析上、流量減少が予測される7つの沢について、上流域調査の結果をご報告しました。今回は流量減少が予測される沢に関する「影響確認の対照区」とするために実施した、流量減少が予測されない4つの沢に関する上流域調査の結果をご報告します。

1）調査箇所についてです。上流域での調査箇所を図に示しております。

5ページです。5ページの下側、イ. 流量減少が予測されない沢として、西小石沢、6ページに車屋沢、大尻沢、7ページに北俣・中俣合流部付近の上流域である三伏沢を示しております。

10ページをご覧ください。3）調査時期についてです。表3の通り、4つの沢の調査実施日を追記しました。いずれも9月から10月にかけて、現地調査を実施しました。11ページ以降が調査の結果についてです。

12です。蛇抜沢を含む流量減少が予測される7つの沢の結果については、前回の協議会にて結果をご説明しましたが、このうち一部について追記を行いました。追記を行った経緯です。重要種を選定するにあたって、様々な資料を参照しておりますが、高等植物について、2025年に更新されていた南アルプス国立公園指定植物リストを参照すべきところ、古いものを参照してしまっていたことなどにより、南アルプス公園指定種の一部の種が、重要種として抽出されていないことが判明したため、追記を行いました。なお魚類、底生動物、両生類等の他の類については、重要種の抽出漏れはございません。ほかに、重要種の抽出漏れではありませんが、調査を行った時点のリストを参照すべきところ、古いリストを参照していたことなどによる、重要種のランクであるカテゴリーなどを追記したほか、静岡県生物多様性部会専門部会にて委員よりいただいたご意見を踏まえ、資料を分かりやすくする観点での追記を行っています。

続いて57ページです。今回新たに結果をご報告する4つの沢について、西小石沢を例にご説明します。

【ここで希少種に関するご説明をしたく、音声配信を中断していただけますでしょうか。】

～非公開～

【音声配信のミュートの解除をお願いします。】

調査結果の詳細は、他の沢も含め、77 ページまでに整理しています。

78 ページです。これまでの調査結果を踏まえ、(3)で、沢の上流域で確認された重要種を整理しました。解析上、流量減少が予測されている沢の上流域において確認された重要種をまとめ、78 ページの表 16 から 81 ページの表 22 にお示ししています。また、84 ページの表 24 から 85 ページの表 27 に、今回新たにお示しする流量減少が予測されない沢の重要種をお示ししています。

78 ページに戻っていただき、本文 2 つ目のボツです。トンネル掘削に伴う沢の流量減少による影響が懸念されていることから、個々の重要種について沢の流量減少による影響を受ける可能性の有無を整理しました。これは前回協議会では「生育環境と河川水辺との関係」としていた部分です。表では、本協議会で代償措置を検討することとしている高等植物に絞って黄色塗りつぶしとしています。なお、先ほどご説明した重要種として抽出が漏れていた種は、種名の欄が赤文字になっている種が該当します。

82 ページです。以上を踏まえ、本協議会で代償措置を検討することとしている、流量減少の影響を受ける可能性ある高等植物の重要種をまとめると、83 ページの表 23 の通りです。前回ご説明した黒文字で記載の種に加えて、赤文字で記載の種について、個々の代償措置を次ページ以降で検討しました。

86 ページです。(4) 重要種の代償措置についてです。先ほど、静岡市様からもご説明いただきましたが、改めて本協議会で整理いただきました当社が取り組む代償措置の全体像を説明します。黒文字の部分は、前回ご説明したため詳細は割愛しますが、まずは、影響を回避又は低減するための措置を講じ、やむを得ない場合は代償措置を講じます。代償措置としては、防鹿柵の設置やヤマトイワナの保全措置の取り組み、個々の重要種についての代償措置に取り組んでまいります。なお、魚類、高等植物の他にトンネル掘削による影響を受ける可能性ある分類（底生動物、両生類、哺乳類）に対する代償措置については、静岡県生物多様性部会専門部会において検討を進めており、静岡県様との対話が完了いたしました。また、今回、現時点において流量減少が予測されている沢における代償措置の検討を行いました。流量減少が予測されない沢について、地質調査の結果を踏まえ、新たに流量減少が予測される沢が判明した場合や、工事中のモニタリングの結果、沢の流量減少の兆候が確認された場合には、今回整理した内容を参考に、代償措置の検討を行います。

【ここで再び希少種に関するご説明をしたく、音声配信を中断いただけますでしょうか。】

～非公開～

【音声配信のミュートの解除をお願いします。】

最後に 89 ページです。(5) 工事中の動植物モニタリング調査についてです。今後、工事前、工事中のモニタリングとして、沢の流量、水温、pH、EC等の水質調査、衛星画像を

用いた沢の伏流状況調査、沢の下流域での動植物モニタリング調査等を実施します。詳細はこのあと「JR東海資料3」にてご説明します。今後のモニタリング対象については、先ほどの重要種の表の右列に○のあった、沢の流量減少による影響を受ける可能性のある種を基本とします。ただし、調査を行う際は、重要種・指標種だけでなく、その他の種も含めて確認された種を記録します。これらの調査の結果、トンネル工事に伴う沢の流量減少等の影響の兆候が確認された場合は、当該沢の下流域での調査のほか、2025年秋季に沢の上流域調査を実施した11の沢については、当該沢の上流域で確認されている重要種・指標種を対象とした動植物モニタリング調査を行います。また、工事中の地質調査の結果を踏まえ、新たに流量減少が予測される沢が判明した場合や、流量減少等の影響の兆候が確認された場合は、現時点では、当社としては現在の調査地点より上流での調査は困難と考えていますが、その時点において、更に上流へ安全にアプローチ可能なルートに関する情報があった場合には、沢の上流域における動植物モニタリング調査の実施を検討します。また、底生動物、高等植物については、沢の流量減少が予測される沢のうち、重点的な沢である蛇抜沢、悪沢、スリバチ沢において、沢の上流域での調査も継続的に実施します。今後、沢の流量減少の予測の見直しを行い、流量減少が予測される沢の追加があった場合、以降の当該沢の動植物モニタリング調査については、流量減少が予測される沢と同様の内容や頻度に変更します。JR東海資料1に関する説明は以上です。

引き続き、JR東海資料2「代償措置（ネイチャーポジティブ貢献措置）の基本的な考え方と内容について」をご覧ください。前回の市協議会で、「今後、県生物多様性部会専門部会における代償措置の基本的考え方について確認する。」となっていましたので、本日は、3月に行われた静岡県生物多様性部会専門部会にて説明した、代償措置の基本的な考え方と内容について、県専門部会での資料を用いて、ご説明します。

1ページです。（1）1）代償措置の基本的な考え方についてです。これまでの議論を踏まえ、代償措置の考え方を中段の四角の枠の中にお示ししています。トンネル掘削工事により損なわれる自然環境に対して、回避・低減措置を講じるとともに、従来の代償措置や生物多様性オフセットの考え方に基づく取り組みである自然環境保全・創出措置を実施するのみならず、南アルプス全域の自然環境に対して、その保全や調査研究並びに持続的な利活用への支援といった調査研究・利活用推進活動も実施します。現状において南アルプスの自然環境が抱える課題も踏まえ、これらの取り組みを実施することで、南アルプスのネイチャーポジティブに貢献します。なお、各取り組みについては、当社のみならず、静岡県、静岡市をはじめ、大学等の研究機関、地権者、地域で活動されている団体等と協力または委託するなどして実施することを考えています。以降、この資料においては、これまで「代償措置」と呼んでいた内容を「ネイチャーポジティブ貢献措置」と呼びます。

8ページです。措置の内容について具体的に検討した内容をご説明します。（2）ネイチャーポジティブ貢献措置についてです。繰り返しになりますが、ネイチャーポジティブ貢献措置としては、2つの柱を考えており、一つに、水域や陸域生態系の保全や創出、重要種の

保全に繋がる「自然環境保全・創出措置」、そしてもう一つに、南アルプスの自然環境に関する調査研究活動への支援、持続可能な利活用への協力などの「調査研究・利活用推進活動」の実施です。まず、1) 自然環境保全・創出措置のうち、①重要種に対する保全措置についてです。調査の結果確定した重要種のうち、沢の流量減少による影響を受ける可能性のある重要種については、その希少性を踏まえ、個々の種ごとに、事前に保全に関する取り組みを検討しました。検討した結果を、次の表3にお示します。

【ここから希少種に関する説明に入りますので、一度音声配信の中断をお願いします。】

～非公開～

【音声配信の停止は以上で大丈夫です。】

次に11 ページです。自然環境保全・創出措置のうち、②動植物の生息・生育場の保全・創出についてです。現地状況を踏まえ、措置の内容を深度化するために、県専門部会委員や静岡県様と合同で現地の確認を実施しました。現地確認の結果も踏まえ、計画した措置の実施内容や対象、規模等を12 ページの表4にまとめています。自然環境保全・創出措置について、措置の目的に応じて、12 の措置を考えています。内容や対象、場所、規模は表に示す通りですが、個々の措置の具体的な内容は15 ページ以降に整理しています。

少し事例をご説明しますので、18 ページをご覧ください。樫島の導水路トンネル出口において、トンネル湧水を活用した湧水生態系の創出を計画しています。導水路トンネルの出口となる樫島において、大井川本流に接続するまでの区間等に、トンネル湧水を活用した湧水生態系を創出し、自然環境を創出することに取り組んでいきます。

22 ページです。防鹿柵の設置による高山植物の保全です。こちらは、本協議会においても代償措置として整理された措置です。対象箇所は記載の通りで、高山植物の食害対策としての防鹿柵の設置を関係者と連携して取り組んでいきます。23 ページ、24 ページに実施箇所の候補地を記載しています。こちらも、本協議会で整理された内容です。

27 ページです。ネイチャーポジティブ貢献措置のうち、もう一つの柱、調査研究・利活用推進活動についてです。

28 ページの表5をご覧ください。調査研究・利活用推進活動として、例えば一番上段に、南アルプスの自然環境の保全や利活用に関する調査・研究等の公募を行い、南アルプスの自然環境の保全等に関する調査・研究を支援することを考えています。また、表の中段ですが、自然体験・学習の場や利用上の価値の創出として、植林活動等の自然体験や教育活動の場を創出すること等により、南アルプスの自然環境への理解を深め、持続可能な利活用へつながるような取り組みを実施することを考えています。

29 ページです。3) まとめです。以上の通り、自然環境保全・創出措置、調査研究・利活用推進活動を行い、南アルプスのネイチャーポジティブに貢献していきます。そして、自然環境保全・創出措置として沢の生態系、本流の生態系、高山帯の生態系、森林の生態系の保全・創出を計画しているということ、個々の重要種ごとに事前に保全に関する取り組みが決定していること、自然環境保全・創出措置に加え調査研究・利活用推進活動も実施すること

から、ネイチャーポジティブ貢献措置を実施していくことで、損なわれる南アルプスの自然環境と同等以上の自然環境の保全・創出が期待できると考えています。なお、損なわれる可能性のある生物の生息・生育場と同一の生息・生育場の保全創出ではないものの、現時点において、ネイチャーポジティブ貢献措置により保全・創出される規模が、33 ページ以降に後述しております、トンネル掘削に伴い減少する規模（植物については本協議会でも整理していただいた影響面積）を上回る見込みがあります。また、今後、工事による影響を確認するためのモニタリングと併せて、自然環境保全・創出措置に対する継続的な確認として、各措置に応じた生物や生息・生育場条件のモニタリングを行っていきます。モニタリングの結果から、措置により保全・創出された自然環境を評価した上で、それらが工事の影響により損なわれた自然環境を上回ることを目標に、順応的に取り組みの見直しや追加を行っていきます。このように、「自然環境保全・創出措置」、「調査研究・利活用推進活動」、モニタリングとその結果の活用、これらを有効的に組み合わせることで、南アルプスのネイチャーポジティブに積極的に貢献していきます。JR東海資料2の説明は以上です。

最後にJR東海資料3「南アルプスの環境保全に係るモニタリング計画について」をご覧ください。

1 ページ、(1) はじめにです。これまでトンネル掘削に伴う影響のモニタリングについては、本協議会をはじめ様々な会議体を通じて整理をしてきました。今回、これまでに整理してきた総合的なとりまとめとして、以下の内容を整理しました。1つ目にモニタリングの総括表です。工事ステップ毎、対象地点毎のモニタリング項目と頻度をまとめ、いつ、どこで、何を、調査するのかが分かる資料を取りまとめています。2つ目にモニタリング項目の詳細表です。モニタリング項目毎の目的と方法をまとめ、何のために、どのように調査をするかが分かる資料をとりまとめています。以降、それぞれについてご説明します。

まず(2) モニタリング総括表についてです。工事ステップ毎、対象地点毎のモニタリング項目と頻度を整理し、2 ページの表1 に一例をお示しています。一番上段のカテゴリーとして、トンネル湧水や沢、地点として具体的な地点名、縦軸に時系列を取っており、a. 工事着手前段階、b. トンネル切羽が当該沢の流域内に到達する前の1年間、c. 当該沢の流域内の地質調査実施段階、d. トンネル掘削段階と表を整理しています。

2 ページの表1 沢番号07 蛇抜沢をご覧ください。沢07 蛇抜沢の下段のb. トンネル切羽が当該沢の流域内に到達する前の1年間においては、例えば、流量や水温、pH、EC等の水質は、現地に設置した計測機器で1時間に1回計測します。また、生物の調査は、春・夏・秋の3期実施します。このように地点、工事ステップ毎にどのような頻度で何を調査するのを一覧でまとめて整理しています。このページにお示ししているトンネル湧水、沢のほか、4 ページと8 ページに河川本流や高標高部のモニタリング計画、5 ページや9 ページに地下水や気象データに関する内容を同様にとりまとめています。

10 ページです。モニタリング項目の詳細表についてです。項目毎に目的と方法を整理しています。

11 ページ以降にまずはトンネル湧水に関する内容をまとめています。11 ページ表 2 では、例えばトンネル湧水量については、目的として、トンネル湧水量の変化から、トンネル掘削による影響の可能性を考察するため、頻度は 1 時間に 1 回、方法は放流口において、流速と水深等を計測し流量を算出する、と整理しています。12 ページから 15 ページにかけて、トンネル湧水に限らず、河川、本流、沢、高標高部、地下水、気象データに関する内容も同様にとりまとめています。今後は、本日ご説明したモニタリング計画に基づいて、着実にモニタリングを実施していきます。

J R からの説明は以上です。

増澤会長：続きまして、議事 3 について、事務局から説明をお願いします。

(議事 (3) リニア静岡工区における環境影響評価の静岡市の総合評価 (案) について (資料 2))

事務局 (高松係長)：市の資料 2 をご覧ください。これまでの議論も含めた、静岡市の総合評価の案です。

1 ページから 5 ページは、これまでの協議会で議論していただき、決定した事項になります。簡単に振り返りますが、1 ページ目は環境影響評価における静岡市の役割です。静岡市長は事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長として、環境影響評価が適正になされるよう、具体的な提案もしながら J R 東海と対話をしてきました。また、盛土規制法は静岡市が許可権者であり、この協議会でも議論を重ねてきました。

2 ページです。協議会では、ツバクロ発生土置き場の盛土が環境に及ぼす影響を 3 つに区分し、それぞれの影響に対する環境保全措置を協議しました。

3 ページが静岡市の評価です。J R 東海の設計は、現時点では妥当であると評価していますが、実際の発生土を盛土材料とする場合には、盛土の土質は設計で用いるものとは性状が異なる可能性が高いため、現時点でこれ以上の解析を行っても、仮の設計をより精緻に行っているに過ぎません。実際に盛土する前に、実際の盛土材料の物性値等の確認を行った上で、その時点で最良と思われる動的解析の方法などで安定性の解析を行い、安定性に必要な措置を検討することを求めました。これに対し、J R 東海は記載のとおり取り組むとしています。

4 ページは、要対策土の処理についての静岡市の評価です。項目別の評価として、一つ目の要対策土の発生量の予測に不確実性があるという問題について、J R 東海はオンサイト処理により要対策土の無害化や減量化を行う計画としており、静岡市としては、予測の不確実性も踏まえた計画であると評価した上で、不確実性は残るので、それへの適切な対処が必要としています。二つ目の、封じ込め処理をした酸性土が空気や水に触れた場合の、酸性水の発生や植物・水生生物への影響が出る可能性に対し、J R 東海は二重遮水シートの外側にベントナイトシートを加える計画としています。これに対する静岡市の評価は、J R 東海の対策工法によって、要対策土による酸性水の発生と、酸性水による植物や水生生物への影響

の可能性は低いと評価しましたが、こちらも不確実性は残るので、それへの適切な対処が必要としています。これらを踏まえて、総合評価として、J R東海の要対策土処理は現時点では妥当であると評価しました。ただし、実際に工事実施により出てくる要対策土は現時点の想定・計画と異なる可能性が高いため、実際に盛土を行う際には、静岡市は盛土規制法、土壌汚染対策法の許可権者として許可の判断を行い、また、J R東海が行うモニタリングに関して、市としても確認していくということを協議会で決定しました。

5 ページです。生物多様性に関する環境影響評価の静岡市の評価です。前回の協議会です承をいただいた内容です。高山植物の全体量の代償措置については、静岡市、国、県、保全団体等が行う防鹿柵の設置拡大やニホンジカの捕獲等の保全措置の取り組みに J R東海が協働することで、高山植物の総量として、リニア工事による減少分を上回る量の高山植物の保全措置の実施が推進されるため、代償措置として機能すると判断しました。また、沢の上流域における希少植物の代償措置については、沢の上流域において消失する可能性のある希少種に対し、播種や生育域の保全などの必要な措置をあらかじめ J R東海が行うことで代償措置として機能すると判断しました。希少水生生物のうち、ヤマトイワナについては、静岡市が行うヤマトイワナの生息数、生息範囲を保全するための取り組みに、J R東海が協働することで、ヤマトイワナの減少に対する代償措置として機能すると判断しました。ただし、市は県専門部会における希少生物の環境保全措置を確認した上で、代償措置の評価を行うとしました。

続いて、6 ページが今回の協議事項になります。J R東海から説明がありましたが、植物・ヤマトイワナ以外の希少水生生物の保全措置について確認します。まず底生生物は、治山ダムの機能を損なわない範囲において治山ダムの落ち口に岩を並べ、水衝部を作ることで生息場を創出する。哺乳類は、治山ダムの機能を損なわない範囲において治山ダムの護岸周辺に岩等を設置し、空隙や影をつくることで生息場を創出する。両生類については、捕獲が難しいこと、繁殖場が特殊であること、生態が十分に解明されていない種もいることから、現時点で、移殖等の個別の種に対する保全措置を検討することは難しい。そのため、「沢の生態系の保全・創出」、「森林の生態系の保全・創出」、「(その他の) 重要種の保全」に関する取り組みの中で、両生類全体の生息場の保全・創出を図ることとする。その上で、「調査研究・利活用推進活動」として、両生類の生態の解明や保全措置の研究支援等に協力するとしています。これに対する静岡市の評価ですが、県生物多様性部会専門部会では、J R東海から、重要種に対する保全措置について、底生動物、哺乳類、両生類それぞれの重要種の生息場を保全・創出することが示され、ネイチャーポジティブ貢献措置として了承されています。静岡市としても、沢の上流域において消失する可能性のある希少種に対し、生息域の保全・創出などの措置をあらかじめ J R東海が行うことで代償措置として機能すると判断します。これまでの代償措置の議論を踏まえ、代償措置全体の最終評価です。まず、J R東海の代償措置の計画は、『量』的にも、『質』的にも代償措置として機能すると判断できるため、現時点では妥当であると評価します。ただし、影響予測には不確実性があるため、順応的管理に

基づき、「事前予測」と「施工後の結果」との比較・評価を行い、それに基づき保全措置等の見直しを行うことが必要です。そのため、J R東海が実施する順応的管理に基づく保全措置を評価するため、「生物多様性」に関するモニタリング体制を構築することとします。事務局からの説明は以上です。

増澤会長：ありがとうございました。それでは質疑応答に入りますが、内容が沢山ある中で、議事1～3をまとめて委員の皆さまにご意見をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

大東委員：大変な計画を立てていただきありがとうございました。これでネイチャーポジティブの先進的な活動ができたらいいなと感じました。資料について、いくつか質問させていただきます。

J R説明資料1の83ページに高等植物の重要種の一覧表があります。個体数がいくつ確認されたのかが書いてあり、数が少ない4株や22株などは、これが影響を受けるかどうか一つひとつ確認していくことができると思いますが、オオサクラソウについては約500株ということで、一つひとつの影響を確認することができるのかが一つ目の質問です。一つずつマーキングしておいて、影響があったか判断ができるかどうか、個体数が少なければ一つずつみることはできると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

J R東海：この種に限らず株数が多い種について、一つひとつというのは経年の変化等によって数が変わるものですので、数が多いものについては一体のエリアについての保全という見方で考えたいと思っています。これまでの議論の中でもお話をしてきた場所には、大きく下段と上段と2箇所ありますが、そのエリアに存在しているか否か、それをもし移植するとなったときも、移植した先の大きな塊として存在しているかどうかを確認していくということになると考えています。

大東委員：そうすると、一つひとつの個体数ではなく、そのエリア全体が影響を受けているかどうかを判断して、対策を考えるということでしょうか。

J R東海：その通りです。

増澤会長：おそらくそれは移植方法と関連していると思います。ブロック移植になるため、ブロックの中にたくさん入っていれば20～30株入っていますので、方法論と関連しているということだと思います。

J R東海：その通りです。今回挙げられた種がいわゆる水に依存する種ですので、その場所の水分量を含めた状態に応じて移植が必要かどうかという判断がまず入ります。そのエリアが影響を受けていれば、影響を受けたエリアにいた個体をグループごと移植するということになると考えています。

大東委員：もう一つは、J R東海資料2の35ページ表（参考）3で、植生への影響面積の推定結果という一覧表があります。当然シミュレーションによって影響があるところの沢を中心に、影響があるので対策を考えましょうというストーリーですが、表を見ると影響面積の推定結果が0という沢がいくつか入っており、先ほどの影響を受けるような植物がいるところの沢の影響面積が0と表示されています。ここについて矛盾が起きていないか懸念していますが、いかがでしょうか。

J R東海：この推定結果は、あくまでも流量減少の解析結果と現在の植物が生えているエリアを重ねた結果であり、沢の際に先ほどの種が存在していることは確認されており、水位の状態から見ても水位が低いところであるため、今後も継続的に追っていく種として挙げています。植物の調査結果において、今後継続的に見ていく種として考えているとご説明しましたが、そういった種として見えていますので、影響面積が0であるからと言ってそのままにするというわけではなく、特にこの沢については流量減少が予測されている沢ではあるため、引き続き継続的にモニタリングをしながら確認していくことを考えています。

大東委員：シミュレーション結果だと影響面積的には0になるが、実際に沢の流量は減るというシミュレーション結果が出ているという考え方でよろしいですね。

J R東海：はい、その通りです。

増澤会長：ありがとうございました。そのほか、いかがでしょうか。

今泉委員：J R東海の資料1の86ページ下の赤字の部分についてです。流量減少が予測されない沢についても、モニタリングをして、流量減少の兆候が確認された場合には代償措置の検討を行うということで、流量減少が予測されない沢についても調査されることは素晴らしいことだと思います。少し気になったのが、「モニタリングの結果、沢の流量減少の兆候が確認された場合」というのが、具体的にどういう調査で、どういった現象が確認された場合のことを指しているのかが気になりました。

J R東海：今の時点では、流量の減少が予測されていない沢ではありますが、工事中に沢の流量の減少を確認する方法として、直接的に沢の流量を数字として手に入れる情報があります。また、トンネル側からみると、前方の探査ボーリング等を行い、その地質を見たときに、地質が非常に脆かったり、沢の水を引っ張る可能性があるといった場合もあります。そういったことがあった場合に事前に準備ができるようにということで、今回調査を行っています。下準備・事前準備ができている状態で、何かあれば速やかに動けるように整えているということです。工事の中で得られる色々な情報から、前方にある沢について影響が出そうであれば準備を進めていく。そして、影響が出るようなことがあれば、すぐに代償措置に移れるようにしておくという意味で、今回準備をしたというものです。

今泉委員：分かりました。モニタリングの様子や工事の結果で出てきた情報を基にして、総合的に考えられるということですね。モニタリングの項目を見ると、流量減少が予測されない沢については年2回の流量調査となっていますが、特に、夏季は大きな降雨があったか否かで同じ沢でも流量がかなり変わってくると思います。流量も変わり、水質も変わってくると思います。そういった中で、いかにモニタリング結果に基づいて評価するかは、なかなか難しいと思います。何も考えずに計測しても、雨の影響なのか、実際に工事の影響が発生したのか見極めるのが難しいのではないかと思います。そのため、少なくとも流量調査の時には、その前の降雨の状況等も参考にしながら、実際に工事で起きた変化なのか、降雨の有無によって起きた変化なのか、完全に見極めるのは難しいと思いますが、そういった考察ができるような状態で調査していただければありがたいと思います。

J R東海：いただいたご意見を基に、モニタリングも順応的に行っていくことを考えていますので、様々な結果を組み合わせで考え、それによってその先のモニタリング計画を考えていくことを念頭に進めていきたいと思っています。

宗林委員：二点教えてください。一つ目が、資料2の35ページ表（参考）2水生生物への影響面積の推定結果についてです。例えばNo.7の蛇抜沢について、早瀬、淵、平瀬など、場所が違っていると生息している水生生物の種も違うと思います。合計のところで、減った分と増えた分を相殺して見積もっていますが、相殺して良いのか気がなりました。これについて、考え方を教えてください。

J R東海：この表については、ご指摘の通り、相殺した形で合計値を出しています。これは表の最下段に（参考）上流域モデルでの流量減少率を載せていますが、流量が蛇抜沢では29%減少するところに対して、面積の総体として、20%減少している

いう情報を総論として載せています。県専門部会では、ご指摘の通り、小滝に生息する生き物、早瀬に生息する生き物、それぞれ異なるため、生き物も構成割合ごとの変化の比を出しています。流量が多い時期と少ない時期の面積の合計の減少だけではなく、小滝がどれくらい減ったのか、早瀬がどれくらい減ったのかを出し、それぞれの比率を算出し、生物の結果と照らし合わせるということを行っています。今回は、資料の中で、ネイチャーポジティブのための減少分として総合計を出すためにこの表を載せていますが、おそらくご指摘いただいた内容については取り組んだものと考えています。

宗林委員：ありがとうございます。もう一点が、資料3の13ページ表2モニタリング項目の中に、水質で酸素・水素安定同位体比を挙げており、その目的として、算出される涵養標高の変化から影響を考察するとあります。算出される涵養標高の変化ということは、既に標高とその場所での降水、地下水についての酸素・水素安定同位体比の関係式をお持ちなのでしょうか。

J R東海：以前に取り組んでおり、その時に涵養標高の酸素・水素安定同位体比の図を掲出しています。それとの比較を行うということです。

宗林委員：分かりました。ありがとうございます。

増澤会長：私から一つうかがいます。「ネイチャーポジティブ貢献措置」という言葉そのものを今回作られたと思います。これに沿って今後そのまま進めば、日本中で「ネイチャーポジティブ貢献」という言葉を取り入れて進んでいくと思います。その貢献の中で、森林生態系に関連したところがあります。実際にあの場所には地主さんがいらっしやって、森林生態系を管理・保全して、またはそれを林業として一部扱っているような場所です。森林生態系としてのネイチャーポジティブを考えたときに、地主さんとの十分なやり取り・技量が必要かと思いますが、それをどの程度されていますか。

J R東海：ご指摘の通り、森林生態系に関わらず、湧水生態系もそうですが、全て地主さんとやっていかなければならないものです。この内容を我々が考えてくる中で、既に何度も打合せをさせていただきながら進めさせていただいているところであり、これから実施しながらも、協働してやっていくことが必要と考えています。引き続き、やっていきたいと思います。

増澤会長：非常に特殊な場所だと私は理解していますので、よろしく願います。

大東委員：JR東海資料3で、モニタリング計画がしっかり立てられていて、膨大な量のデータが集まってくるはずですが、この集まってきたデータをどういった形で整理して、それを見やすい形で提供し、次の判断に使うかのプロセスのところは、いま一つまだ見えていません。例えば、私が所属していた北陸新幹線の深山トンネルの委員会では、トンネルを掘ることによって地下水・沢の水がどう変化するかというデータを今でも取っています。それらのデータは月ごとにまとめられて、我々専門委員のところへ送られてきて、我々は降雨との関係で地下水位が上がったのか下がったのかという情報を確認しています。そのような仕組みが必要だと思います。特にこちらはデータが膨大ですので、全部を見ようとすると大変です。「ここだけは押さえていかないといけない」というデータは常に見られるような形で、特に降雨との関係での変化が分かるようなものを作っていただいた方が良いと感じました。

JR東海：今回は生物多様性に関するモニタリングの中身をまとめさせていただきましたが、水資源についても、地域の皆さまの色々な思いがあって、データを公表していくという話があります。そちらについては、静岡県の専門部会の中で、このように報告をしていこうというものがあり、主だったものは1週間に1回、それ以外については1ヶ月に1回、このようなフォーマットで公表するというものを議論させていただいています。水に関するものは大きくそのあたりで様子が分かるのではないかと思います。生物多様性となりますと、調査の頻度が異なったり、結果の中身も異なったりします。どのようにお示ししていくのが良いか、順応的に公表することについての対応を考えていきたいと思っています。

宗林委員：増澤会長のお話を聞いていて気になりましたが、ネイチャーポジティブだけではなく、炭素隔離（土地利用、土地利用変化及び林業（LULUCF）分野）の視点でも評価を入れることは可能でしょうか。

JR東海：我々がネイチャーポジティブ貢献措置を進めるにあたって、先ほど、地主の方と一緒にというご指摘がありましたが、どこの場所でどういったことをやっていくか、それからデータのお話がありましたが、それも当然場所と紐づけて管理していくということが必要になってきます。どの場所でどういうことをやっていくのか、近隣の状態がどのようなものであるかをセットで考えていくということは、その場所がどういった場所かという確認が、炭素隔離の議論にも繋がっていくとも思うので、その話にも活用することは可能だと思います。

増澤会長：この問題はいずれ大きく取り上げられる問題になると思います。一通りご意見をいただき、先生方はアドバイス・提言ありがとうございました。一番最後に資料2で事務局から環境影響評価に係る静岡市の総合評価（案）を説明していただきましたが、この案については、私たちがずっと議論してきたものをまとめたのだということ。委員の皆さま、事務局がまとめたこの案について、了承いただけますでしょうか。

委員一同：（了承）

増澤会長：それでは協議会として、この案を了承します。

続いて、議事（4）について、事務局から説明をお願いします。

（議事（4）南アルプスネイチャーポジティブ実行委員会の設置（案）について（資料3）事務局（織部政策監）：市の資料3をご覧ください。南アルプスネイチャーポジティブ実行委員会設置の案です。

1 ページは、ネイチャーポジティブの考え方です。ネイチャーポジティブについては、国の計画である生物多様性国家戦略（2023-2030）の中で定義されています。「ネイチャーポジティブ：自然再興」とは、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること」と定義されており、「2030年までに、『ネイチャーポジティブ：自然再興』を実現する。」ことを短期目標として掲げています。一方、南アルプスユネスコエコパークは、静岡県、山梨県、長野県の10市町村の共通テーマとして「高い山、深い谷が育む生物と文化の多様性」を掲げ、優れた自然環境の永続的な保全と持続可能な利活用に共同で取り組むことにより、人や文化、様々な活動の交流を拡大し、自然の恩恵を活かした魅力ある地域づくりを目指しています。これを受け、静岡市でも管理運営計画を策定し、各種施策に取り組んでいます。南アルプスユネスコエコパークの理念に基づき、ネイチャーポジティブの実現に向けた取り組みを社会の協働で実施するため、ネイチャーポジティブを実行する組織を静岡市が主体となって設置したいと考えています。ここでネイチャーポジティブと環境影響評価制度に基づく代償措置の関係についてご説明します。環境影響評価法に基づく基本的事項（環境庁告示第八十七号）によれば、「環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響を回避し、又は低減することを優先するものとし、これらの検討結果を踏まえ、必要に応じ当該事業の実施により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により損なわれる環境要素の持つ環境の保全の観点からの価値を代償するための措置（代償措置）の検討が行われるものとする。」とされています。静岡市としては、JR東海が提案するネイチャーポジティブ貢献措置の取り組みのうち、「代償措置」に該当するものは、リニア工事の影響により、個体数や生息・生育範囲の減少が予測・観測されるものに対し、それに見合う新たな環境を創出することで損失分を代償するものと考えています。リニア事

業による生物の減少を上回る代償措置を実施することによりネイチャーポジティブに貢献するものと考えています。

ネイチャーポジティブを実行する組織については2ページをご覧ください。新たに「南アルプスネイチャーポジティブ実行委員会」を設置したいと考えております。目的としては、南アルプスのネイチャーポジティブ(自然再興)に貢献する取り組みを社会の協働で着実に継続的に実施する体制を構築するため設置するものです。体制は、主体としての静岡市のほかに、エコパークに取り組んでいる川根本町、静岡県、JR東海、土地所有者である十山株式会社、そして、一般財団法人南アルプスみらい財団に事務局を担っていただくことを考えています。南アルプスみらい財団は4年ほど前に「利活用と保全の好循環を生み出すことで、南アルプスの貴重な自然環境をより良い形で未来に引き継ぐこと」を目的として設置されました。このため、ネイチャーポジティブの実行における管理・調整等を担う「事務局」として最適な団体であると捉えています。実施する内容は、まず実行計画を策定し、それに基づいて、防鹿柵の設置やヤマトイワナの保全、それ以外のJR東海の委託に基づくネイチャーポジティブ貢献措置、調査研究、普及、啓発及び社会参加の拡大のための基盤整備等を実施していく内容となります。財源は、静岡市が管理する「南アルプスユネスコエコパーク保全活用基金」とします。JR東海からの委託に基づく取り組みについては、JR東海が基金に拠出したものを支出し活用して実施します。2026年度は、実行計画を策定し、関係者との調整を行います。来年度以降、事業実施を行う予定です。下部に赤字で記載していますが、この実行委員会で取り組むものではありませんが、静岡市はヤマトイワナの保全を推進するため、ヤマトイワナの保全に関する条例制定に向け、検討を並行的に進めていきたいと考えています。

3ページは財源についてです。先ほどもご説明した通り、「南アルプスユネスコエコパーク保全活用基金」を財源とし、ネイチャーポジティブの取り組みを社会との協働で実施することとしたいと思います。まず、実行計画を策定し、JR東海は、実行委員会が行うネイチャーポジティブの取り組みに貢献・協力するとともに、JR東海のネイチャーポジティブ貢献措置のうち、「自然環境保全・創出措置」の一部及び「調査研究・利活用推進活動」の一部を実行委員会に委託することとします。工事による影響程度の予測には不確実性があること、また、影響が発生した後の代償措置の実施では実施効果に時間遅れがあることから、ネイチャーポジティブ貢献措置の実施は、JR東海の工事着工後、速やかに開始することとしたいと思います。JR東海は、実行委員会が行うネイチャーポジティブの取り組みへの貢献・協力のために当面必要な費用を、初年度に静岡市に支出し、静岡市は基金に積み立てることとします。今年度策定する実行計画に基づき、毎年の実施経費を、静岡市に支出することとしたいと思います。この案について、委員の皆さまのご意見をいただきたいと思っています。

増澤会長：ありがとうございました。議事4について、具体的に設置案をお話いただきましたが、ご質問・ご意見がありましたらお願いします。ネイチャーポジティブを

実行に移すという、これから大変な作業があります。JR東海さんだけでやるのはなかなかできない大きな問題ですので、これを皆さまで協力してやっていくために、実行委員会を設置するということです。

今泉委員：2ページの3. 実施内容を見ると、最初に実行計画を策定し、それに基づいて保全措置等を取っていくという流れになっていると思います。今後モニタリングして、データを蓄積し、工事により場合によっては状況が変化していった場合、当初の計画通りにやっても、保全が十分でなくなる場合があります。モニタリング結果を確認し、必要に応じて計画を順応的に変更していくという流れも必要ではないかと感じました。

事務局（市長）：その通りだと思いますので、実施内容のところに順応的に見直していくということを追記したいと思います。

長谷川委員：防鹿柵を拡大していくことは良いことだと思います。これまでは比較的狭い範囲に設置されていたと思いますが、今後、特に高山帯において広く設置していくことになれば、山岳文化に配慮をお願いします。日本では古くから沢登りが行われていて、沢を登ってきた方が稜線に出る手前に防鹿柵がある場合に、そういった人たちが出入りできるようにする措置が必要だと思います。私が専門で行っている氷河地形の調査も、基本的には沢登りをしながら調査を行っており、防鹿柵を設置する際に沢登りのルートにあたっているような場合には、動物は出入りできないが、人間であれば出入りできるようにものを設置することを最初の段階から検討していただければと思います。

増澤会長：それに関してはすでに例がありまして、事務局、JR東海、私が答えても良いのですが、どうでしょうか。

事務局（市長）：増澤先生にお答えいただきたいのですが、責任として静岡市がお答えします。悪沢岳と赤石岳の間に大きな防鹿柵が設置されています。そこは入口が管理されていて、扉を開けて入るような形になっています。今回は沢のところに防鹿柵を設置する予定は多くありませんが、そういったところへの設置が有効・必要だということになれば、そのような措置をしていきたいと考えています。

増澤会長：ほかにいかがでしょうか。実行委員会は、基金も含めて新しいものになります。この協議会としても、実行委員会がうまく機能するように協力していく必要があります。この案については、認める・認めないということではなく、今の質問も

通して、先に進めるという形で協議会としては理解したいと思いますが、委員の先生方、JR東海さんもよろしいでしょうか。

一同：(了承)

増澤会長：ネイチャーポジティブについて、協議会も協力するというので、会場にいらしている皆さまもネイチャーポジティブをぜひ進めたいと理解していただいていると思います。

それでは、議事5について、事務局から説明をお願いします。

(議事(5)「生物多様性」に関するモニタリング体制の構築(案)について 資料4)  
事務局(織部政策監)：市の資料4をご覧ください。生物多様性に関するモニタリング体制の構築です。1ページは、今後の静岡市とJR東海の協議体制についてです。静岡市は、静岡市附属機関設置条例の規定に基づき、「静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会」において、これまで協議を行ってきました。本日の協議会では、環境影響評価に係るJR東海の環境保全措置・モニタリング計画等について協議を行い、ここで一つの区切りが付けられるのかなと考えています。今後、JR東海から静岡県と静岡市に、事後調査報告書が提出されることとなります。静岡市は事後調査報告書に関して、環境影響評価に関する調査審議を行い、静岡県知事に市長意見を提出します。その環境影響評価に関する調査審議を、専門家等の知見を得て実施するため、静岡市環境影響評価条例に規定する環境影響評価審査会に「中央新幹線部会(仮称)」を設けたいと考えており、その場で環境影響評価に関する調査審議を行いたいと考えています。現在の環境影響評価条例の中では、部会を設ける規定がないため、6月議会に条例の改正案を提出し、改正案が議決された場合、「静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会」については閉じることとなります。現在の協議会の委員の皆さまには、引き続き、環境影響評価審査会中央新幹線部会に参加していただき、協議等を行っていただきたいと考えていますので、よろしくをお願いします。

モニタリング体制について、2ページです。先ほど申し上げた通り、順応的に管理に基づく保全措置をJR東海が行いますが、先に3ページをご覧ください。JR東海が実施する順応的管理の方法と静岡市への報告・協議についてです。事前に影響予測の想定を行い、また、施工開始後のモニタリング結果との比較・評価を行い、場合によっては、施工開始後のモニタリング結果の影響が大きいということになれば、小規模なものであれば、小さなPDCAの中で保全措置の小変更・修正で良いのですが、大きく影響が出るようなことがあれば、大きなPDCAを繰り返すことになるため、その結果について、市に新たに設置する部会に報告していただき、それについて協議するという形になります。

2ページにお戻りください。右下に記載している新たに設置する中央新幹線部会において、JR東海が実施する順応的管理に基づく保全措置の評価を行い、その結果については、

県で新たに会議体が設置されることから、そちらに報告し、保全措置の確認、施工計画や保全措置の変更等を確認していただき、その結果について、県の新たな会議体からJR東海に意見・要請するという形にしたいと考えています。国や地域関係者にも、結果については随時報告するという体制を整えたいと考えています。

事務局（市長）：補足ですが、静岡市の考えは右下のみです。左側は県にこのようにお考えいただけると良いと考えるという内容です。例えば、新たな会議体は市が設置するものではなく、国交省のモニタリング会議との関係も県が整理してくださると考えていますので、市としては、このような考えを持っているということでご理解いただければと思います。

増澤会長：今回をもって、大きな流れとしては別のフェーズに移ります。これまで我々が、議論し、検討し、案を出してここまでできました。協議会の名前が結構長いのですが、「静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会」においてずっと議論していただいた内容が、今度はそれを本当に実行できるかどうかというフェーズに移っていきます。そのためには、二つの内容があり、一つは、法律的に事後評価をしなければならないということです。これは誰が行うかという、内容が一番分かっている私たち協議会委員が部会に参加するというのを、静岡市は提案しています。二つ目として、モニタリングを実行するためには、これからもずっと見ていき、色々な提案をしていかなければいけませんので、それを含めた組織として新しいモニタリング体制の構築を考えたということです。今市長からお話がありましたように、2ページの右下の赤く書いてある部分を、静岡市としてはこれから進めていきたいということです。今後もこの協議会での今までの知識を、さらに発展的に進めていくという方向になりますが、先生方よろしいでしょうか。

委員一同：（了承）

増澤会長：ありがとうございます。この件に関しては、了承したということにいたします。それから、これには県が重要な位置を占めており、2ページ左側の水色の範囲が県の案です。静岡市が提案した右下の赤い部分の案も含め、本日は静岡県の代表者がいらっしゃっているため、ご意見をいただきたいと思います。

静岡県（平木副知事）：県の副知事の平木でございます。今日はお招きいただきましてありがとうございます。今、増澤会長からありました二つのこと、モニタリング体制とネイチャーポジティブの実行組織について、それぞれについて申し上げます。まず全体的について、静岡市がお示しになり、協議会でご了承いただいた方向性については、県としても賛同するところがございますので、しっかりと協力して

いきたいと思います。その上で個別に申し上げますと、生物多様性に関するモニタリング体制については、静岡市においても、環境の影響を直接受ける市として、環境影響評価法の規定に基づき、順応的管理に基づく保全措置が行われているか否かという評価などを行っていただき、その結果を県が設置する新たな会議体に対してご報告いただくということを改めてお願いさせていただければと思います。もう一つ、ネイチャーポジティブの実行組織に関しては、県も積極的に参加させていただこうと思いますが、ネイチャーポジティブの取り組みについては、ご紹介いただきましたように、主に静岡市域で実施をされるということになりますので、実際、県内の南アルプスユネスコエコパークについても、静岡市がかなり主導的な立場で取り組んでいただいていますので、静岡市が中心になって取り組んでいただくという方向性については非常に適切ではないかと思えますし、県としても、積極的にご協力させていただきたいと思います。

最後にJR東海さんに対してですが、増澤会長もおっしゃっている通り、保全措置を適切かつ確実に実施していかないといけないため、静岡市が立ち上げ、県も連携して取り組むネイチャーポジティブの実行組織の中で、十分に調整して適切な対応をとっていただければと思います。

増澤会長：ただいま副知事から、この案に関してはご協力いただけるというご意見をいただきました。JR東海の話も出ましたが、JR東海さんはよろしいでしょうか。

JR東海：ご意見ありがとうございます。本日、静岡市に配布いただいた資料にも記載がありますが、私どもとしても取り組みへの貢献・協力を積極的に行うということで、しっかりとやっていきたいと思えます。連携する皆さまのお力をお借りしながら、しっかりとやっていきたいと思えます。

増澤会長：静岡市はこれから重要なところを、リーダーシップを取ってやっていくことになると思えます。市長からこの件についてご意見をいただけますか。

事務局（市長）：もともと静岡市はユネスコエコパークについて管理運営計画を作ってやってきました。その中で、実行計画が作られており、どのようなものをやるかを細かく作っています。今回このようなことになりましたので、改めて実行計画を作り直して、その中にネイチャーポジティブの取り組みをしっかりと位置付けて、着実かつ持続的、継続的に行える体制づくりをしていきたいと思えます。エコパークとして本来やるべきということではありますが、増澤会長がおっしゃるような、なかなかこのようなことまでやっているところはほとんどな

いと思いますので、新しい取り組みとして静岡市として積極的に取り組んでいきたいと思います。そのためには、静岡市だけがやるわけではなく、社会の協働、社会の大きな力を集めてやっていくことが大事ですので、静岡県、JR東海をはじめ、多くの方々の協力をお願いしたいと思っています。また、先生方にもご指導をお願いしたいと思っています。

増澤会長：ありがとうございました。ただいま関係者の皆さまは、この案に賛成し、協力して進めて行くというご意見をいただきました。この案はこれから進めて発展させていきたいというように、まとめたいと思います。

それでは本日の議事はすべて終了しましたので、事務局に司会をお返しします。

事務局（市長）：一言だけ。座ったままで申し訳ございません。先ほどご説明したように、この協議会の設置は2015年7月になり、11年前ということになります。その間、回数も26回ということで、委員の先生方には協議会の場だけではなく、事前に資料をご説明させていただいたり、意見交換をさせていただいたり、大変にご尽力いただきましたことを感謝申し上げます。11年かかったということで、色々なことがありましたが、結果的に今日まとまったようにネイチャーポジティブをしっかりとやっていくということで、良い形ではないかなと思います。これからも委員の先生方にはご指導をお願いしたいと思っています。何より、JR東海がネイチャーポジティブに対してしっかりと貢献をしていただくということ、その前提となるのはしっかりとモニタリングをして情報公開をすることが大事です。それについては、これからそのような段階に入りますので、よろしく願います。ありがとうございました。

増澤会長：安田先生も含めて私たちは随分これについて頑張ってきましたので、それに対する評価をいただいたということで、協議会としてもありがとうございます。以上です。